

寄居町小規模修繕契約希望者登録要綱

制定 平成23年12月1日 告示第212号

改正 平成26年3月7日 告示第32号

(目的)

第1条 この告示は、町が発注する小規模な修繕等の契約について、小規模事業者を対象に登録制度を設け、町内事業者の受注機会を拡大し、もって就業機会の確保と町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 登録業者を選定する対象となる契約は、内容が軽易であり、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕等の請負で、その契約金額が1件で50万円未満のものとする。

(登録対象者)

第3条 小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録できる者は、個人にあっては町内に住所を有する者、法人にあっては町内に主たる事業所を有する者とし、適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 寄居町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成22年寄居町告示第188号、以下「規程」という。）第1条第1号に規定する建設工事の請負に係る資格審査を受け寄居町建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために特に法令で定める資格、登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を有しない者
- (4) 町税に滞納がある者

(登録の方法)

第4条 登録名簿に登録を希望する者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な許可等の写し
- (3) 町税の滞納のない証明

2 登録申請の受付期間は、町長が別に定める。

3 登録申請の受付窓口は、契約事務主管課で行う。

(登録者の受付等)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行い、登録名簿に登録し、庁内に通知するとともに

に一般の閲覧に供し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積り機会を与えるよう努めるものとする。ただし、選定においては、規程に基づく寄居町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者又はこの告示で定める登載者以外の者の選定を妨げるものではない。

(登録の有効期間)

第6条 登録名簿の有効期間は、西暦の偶数年の4月1日から2年間とする。ただし、登録名簿の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録名簿の有効期間の満了日までを有効とする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載されている者が、登録事項に変更があったとき、又は登録を取り下げるときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録事項変更・取下届出書(様式第2号)により町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1号から第3号に該当したとき。
- (2) 個人にあっては住所が寄居町から移転したとき。
- (3) 法人にあっては主たる事業所の所在地が寄居町から移転したとき。
- (4) 営業を廃止したとき。
- (5) 契約関係法令に違反したとき。
- (6) 業務に関して不正又は不誠実な行為があったとき。

(契約保証金)

第9条 登録名簿に登載された者との契約締結に際しては、寄居町契約規則(昭和47年寄居町規則第8号)第21条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。